

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物の検討規準（案） （令和 8 年 7 月 16 日時点）

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害微生物を分類する。

（１）食品安全を確保する観点（リスクベース）

１）危害要因の病原性

H：重症例では死亡することがある。症状が一過性でない。患者が感染源となること
がある。

M：症状は一定期間持続するが、死亡することはまれである。

L：死亡することはまれで、多くは一過性の下痢及び嘔吐である。

２）当該危害要因が原因と特定された患者数

H：国内において最近 3 年間の平均報告患者数が 1000 名以上である。

M：国内において最近 3 年間の平均報告患者数が 100 名以上 1000 名未満である。

L：国内において最近 3 年間の平均報告患者数が 100 名未満である。

３）国内における食品の汚染実態の状況

H：対象となるハザードと食品群の組み合わせにおいて、食品中のハザードの汚染レ
ベル（菌数、ウイルス量、寄生数等、汚染割合）が高く、多数の食品群が対象と
なるもの。もしくは、汚染レベルが高く、消費量が多いもの。または、汚染レベ
ルが中程度であり、多数の食品群が対象となるもの。

M：対象となるハザードと食品群の組み合わせにおいて、食品中のハザードの汚染レ
ベルが高いが、単一の食品群のみが対象となるもの。または、汚染レベルは低い
が、多数の食品群が対象に含まれるもの。あるいは、現時点で、十分な情報が得
られていないもの。

L：対象となるハザードと食品群の組み合わせにおいて、食品中のハザードの汚染レ
ベルが低く、対象となる食品群が限られているもの。または、汚染レベルが中程
度であっても、単一の食品群のみが対象になるもの。

４）国内におけるリスク評価の実施状況

H：食品安全委員会が評価済み。

M：食品安全委員会の評価（の見直し）の予定。

L：上記のいずれにも該当しない。

５）国内における食品のリスク管理の取組状況

H：規格基準、衛生管理措置、実施規範（指針やハンドブック等）、指導通知、監
視・検査等のリスク管理措置が策定済または策定に向けて検討中。

L：現時点で、リスク管理措置の策定予定がない。

（２）関係者の関心の程度（資料 6）

消費者、生産者・食品事業者、研究者、地方自治体等の関係者を対象としたアンケ
ート調査の結果やリスクコミュニケーションを通じた関係者の意見等に基づき、危
害要因ごとに H、M、L の 3 段階で判定する。

H：相対的に関心の程度が高い。

M：相対的に関心の程度がある程度高い。

L：上記のいずれにも該当しない。

(3) 国際的動向

1) リスク評価

○ FAO/WHO 微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討

○ 海外におけるリスク評価の取組状況

H：国際機関でリスク評価済または評価に向けて検討中。

M：一部の国・地域でリスク評価済または評価に向けて検討中。

L：上記のいずれにも該当しない。

2) リスク管理

○ コーデックス委員会食品衛生部会(CCFH)における実施規範や基準値作成の検討

○ 海外におけるリスク管理の取組状況

H：国際機関でリスク管理措置が策定済または策定に向けて検討中。

M：一部の国・地域でリスク管理措置が策定済または策定に向けて検討中。

L：上記のいずれにも該当しない。

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害微生物の検討表（様式） 案

No. ● 微生物名

(1) 食品安全を確保する観点					(2) 関係者の 関心の程度	(3) 国際的動向		合計点	(9) 優先リスト案
1) 病原性	2) 患者数	3) 国内の汚染実 態の状況	4) 国内のリスク 評価の実施状況	5) 国内のリスク 管理の取組状況		1) リスク評価	2) リスク管理		
(4) 国内外の 動向 (詳細)	【国内】				(6) 農林水産 省のリス ク管理の 成果				
	【国外】								
(5) 関係者ア ンケート での主な コメント					(7) 現状にお ける課題				
(5) 関係者ア ンケート での主な コメント					(8) 農林水産 省が今後 5年間で 優先的に 実施すべ き事項				